

## ◎ 群馬県留学生交流推進協議会運営委員会要項 ◎

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬県留学生交流推進協議会要項（以下「協議会要項」という。）第10の第2項の規定に基づき、群馬県留学生交流推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2 運営委員会は、協議会要項第4に規定する事項の具体的事項について審議する。

(組 織)

第3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、群馬県留学生交流推進協議会会長が委嘱する。

- (1) 協議会要項第5に規定する機関等から選出された者 若干人
- (2) 群馬大学副学長
- (3) その他の運営委員会が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員 長)

第4 運営委員会に委員長を置き、群馬大学副学長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員長以外の者の出席)

第5 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第6 運営委員会の事務は群馬大学研究推進部国際交流課において処理する。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成2年12月12日から施行する。

2 この要項施行後、最初に委嘱される第3の第1項第1号及び第3号の委員の任期は、第3の第2項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。